

診療所総合補償制度のご案内

1. 病院(診療所)賠償責任保険
2. 勤務医師包括担保特約
3. 医療従事者包括賠償責任保険
4. 産業医等活動保険
5. 医師賠償責任保険<100万円プラン>

ご加入内容に関する大切なお知らせ

本制度は、2025年度から団体内自動継続制度を採用いたしました。別紙にて現在のご加入内容をご確認いただき、変更等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

下記の**申込締切日**までに、ご加入者の方からのお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、**本内容をご了承いただける方につきましては、ご加入手続きは不要**です。

<ご注意ください>

病床数を変更した場合や個人立から法人立に組織変更した場合等には、契約内容の変更手続きが必要です。事前に取扱代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

保険期間 : 2026年2月1日 午後4時～2027年2月1日 午後4時
申込締切 : 2026年**1月16日(金)**

お問い合わせ先

鹿児島県医師協同組合 購買・保険係

TEL:099-254-8126 (平日午前9時～午後6時)

メールでの
お問い合わせはこちら ⇒

iky-toiawase@kagoshima.med.or.jp



協同組合の保険事業に
ついてはこちら ⇒
(ホームページリンク)



※このご案内は各保険の概要を説明したものです。ご不明な点は、別途契約者である鹿児島県医師会宛に送付される「あらまし・重要事項説明書」「約款および付帯される特約条項」をご覧ください。

会員各位

診療所総合補償制度（損害保険） ご加入のおすすめ

公益社団法人鹿児島県医師会
鹿児島県医師協同組合

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

鹿児島県医師会の運営につきましては、格別なるご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化等を背景に、医療事故をめぐる紛争が増加しております。会員の皆様におかれましては、医療事故の防止・予防等様々なお取り組みを実施されていることと存じますが、万全の態勢をもってしても、不測の事態が生じる可能性がございます。

当会では、会員の皆様が開設者または管理者となっている病院・診療所を医療事故をめぐる紛争からお守りするために、2013年2月、鹿児島県医師会「病院・診療所賠償責任保険」を設立いたしました。また、昨今の社会環境の変化によるリスクの多様化を踏まえ、会員の皆様のリスクマネジメントの一助とすべく、各種損害保険商品を基軸とした総合補償制度を運営しています。

各制度は鹿児島県医師会を契約者とする団体契約となっておりますので、団体割引の適用など個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただくことができます。

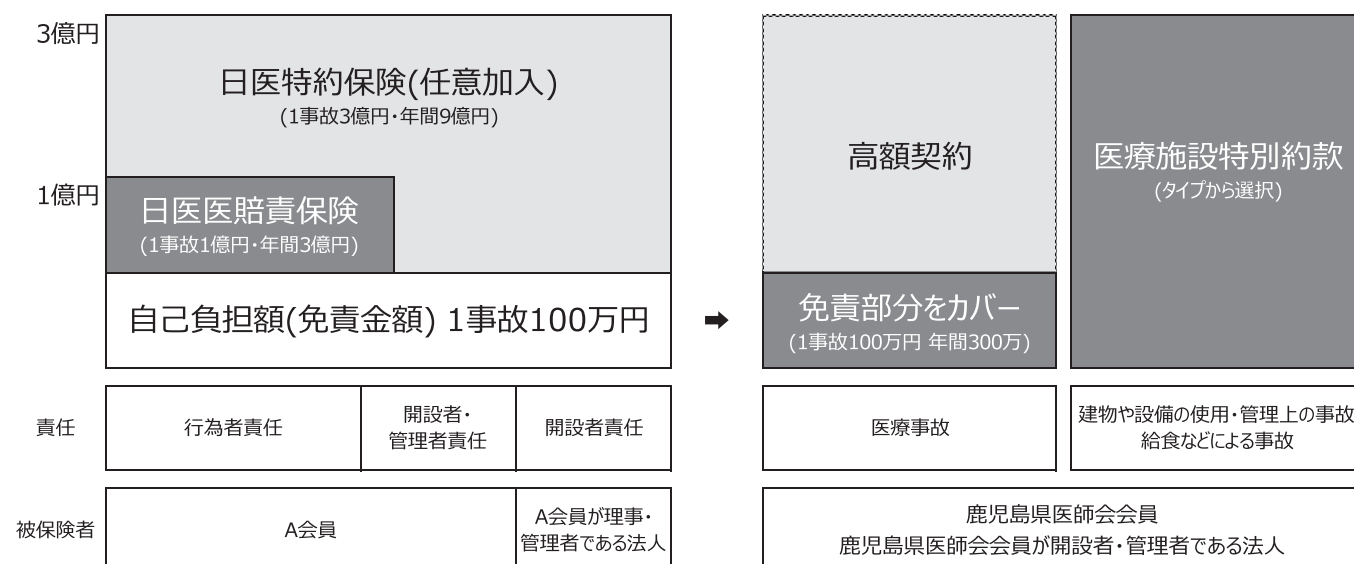
会員の皆様が安心して医業に邁進していただくため、そして医道の高揚、地域医療の推進発展のために、ぜひともこの機会にご加入を検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

日本医師会の医師賠償責任保険と鹿児島県医師会病院(診療所)総合補償制度との関係

本団体制度は、日医医賠償責任保険・日医特約保険を補完する位置づけにあります。

日医医賠償責任保険では、A会員本人が医療行為に起因する事故で損害賠償を請求されたことによる損害を補償し、任意加入の日医特約保険では、高額賠償や開設者責任等を補償します。しかし、「100万円までの賠償事故」「施設の管理に起因する賠償事故」は補償対象外となります。これらのリスクをカバーするための補償をご提供するのが、本団体制度になります。



1. 病院(診療所)賠償責任保険

(医師特別約款+医療施設特別約款)

【病院(診療所)賠償責任保険の特長】

- 保険料団体割引20%を適用
- 病院・診療所を取り巻く様々な賠償リスクに関する補償を一本化
- 人格権侵害に関する補償を自動付帯

団体割引
20%適用

病院(診療所)賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

※下記は保険会社が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

この保険では、以下の場合において被保険者が被害者に対して法律上の賠償責任を負担したことによる損害(損害賠償金その他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます)に対して保険金をお支払いします。

医師賠償責任保険	被保険者または勤務医師・看護職等の被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因して、患者さんの身体・生命に障害が発生した場合。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、医療上の事故(患者さんの身体の障害)がご契約期間(保険期間)中に発見された場合に限られます。 事故 想定例 ・くも膜下出血の見落としにより、重度後遺障害を負った。 ・過去の手術に際して使用したガーゼを体内に残し、その後の経過観察時に発覚した。
医療施設賠償責任保険	記名被保険者が所有・使用・管理する病院・診療所施設の建物や設備の所有・使用・管理上の過失や、病院・診療所業務の遂行もしくはその結果、または提供・販売した食品や商品等に起因して、保険期間中に患者さんや見舞客等の第三者の生命・身体を害した場合(医療業務により患者さんに生じたものは除きます)または財物を損壊した場合。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、他人の身体の障害や財物の損壊が、日本国内でご契約期間(保険期間)中に発生した場合に限られます。 事故 想定例 ・院内を清掃した際のふき取りが不十分だったため、患者が滑って転倒しけがをした ・看護師が医療機械を移動中見舞客にぶつかり、見舞客にけがを負わせた ・病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった 等
人格権侵害に関する補償 (医療施設特別約款)	医療施設特別約款で対象としている、記名被保険者が所有・使用・管理する施設や業務の遂行もしくはその業務の結果、または生産物(提供・販売した食品や商品等)に関し、これらいずれかに伴う「不当な身体拘束」・「口頭・文書・図画等による表示」(以下、これらを「不当行為」といいます)により、他人の自由・名誉・プライバシーの侵害(以下、「人格権侵害」といいます)が発生した場合。なお、この補償部分で保険金をお支払いできるのは、不当行為がご契約期間(保険期間)中に日本国内で行われた場合に限られます。また、医療行為に関する人格権侵害については補償対象とはなりませんのでご注意ください。 事故 想定例 ・病院の警備員が訪問者を不審者として公衆の面前で取り押さえて尋問したところ、入院患者の見舞客であることが判明した。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法【医師特別約款】【医療施設特別約款】

(1) 保険金の種類

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費 等)
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、予め引受保険会社の同意が必要となります。
 - ②訴訟や調停、示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要となります。
 - ③事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
 - ④事故または人格権侵害(医療施設賠償責任保険のみ)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
 - ⑤協力費用
- ＜刑事弁護士費用担保特約条項＞
日本国内で行った医療業務に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、その刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害(保険期間中に事故が発見された場合で、発見の時から事件確定の時までに発生したもの)に対して、500万円(保険期間中)を限度に保険金をお支払いします。※対象となる事故について被保険者が有罪となった場合は、保険金をお支払いできません。

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

【医師特別約款】【医療施設特別約款】共通

- (1) 契約者・被保険者の故意 (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 (3) 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- (4) 被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任
- (5) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (6) 排水、排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- (7) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する賠償責任 等

【医師特別約款】

- (1) 日本国外での医療業務による事故 (2) 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 (4) 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- (5) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(*1)
- (6) 所定の免許を持たない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます)が遂行した医療行為に起因する賠償責任
- (7) 医療施設(設備を含みます)、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶、航空機等の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等

【医療施設特別約款】

＜対人・対物事故に関する補償＞

- (1) 病院・診療所等医療施設の修理、改造または取り壊し等の工事に起因する賠償責任
 - (2) 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - (3) 次の賠償責任(昇降機に積載した他人の財物には適用しません)(*1)
 - ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物(アに規定する財物を除きます。)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - (4) 自動車(検診車等)、原動機付自転車、航空機、医療施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (*1) 患者さんより預かった物に対する賠償責任はお支払いの対象外です。

＜人格権侵害に関する補償＞

- ① 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ② 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等

被保険者について

対象事故が起こった場合に保険の補償を受けることができる方を「被保険者」といいます。

- ① 医師特別約款の被保険者は、病院・診療所の開設者です。
- ② 医療施設特別約款の被保険者は、病院・診療所の開設者(記名被保険者)、および、記名被保険者の使用人その他業務の補助者です。

【ご注意】

勤務医師や看護職等の補助者が行った医療業務に起因して被保険者(病院・診療所の開設者)が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分はこの保険の対象となりません。

病院・診療所に勤務される専門職向けには、後記2. 3. の特約・オプションでの包括方式でのご加入が可能です。但し、個人での加入に比べて補償範囲は限定されており、勤務先医療機関に関する業務のみが対象となります。医師個人の場合は、日医保険や後記5. でご案内する医師賠償責任との組み合わせによる保険加入が可能です。医師以外の専門職の方について勤務先医療機関以外での勤務の場合も補償の対象とされたい場合は、取扱代理店までお問合せください。

なお、発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師特別約款においては、勤務医師・看護師などの病院・診療所の従業員等の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による場合に限り、保険会社がこれらの方へ求償する場合がございます。

医療通訳サービス＜自動付帯＞

医師賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者(医療施設の開設者)の方のうち、病院・診療所を対象としてご契約いただいている方にご利用いただけるサービスです。詳細はP17をご覧ください。

加入対象

鹿児島県医師会の会員が開設者または管理者となっている医療施設

支払限度額・年間参考保険料

(下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積書をご確認ください。)

団体割引
20%適用

診療所契約

(許可病床数：0～19床)

タイプ	支払限度額					年間参考保険料 (診療所1施設あたり)	
	医師賠償責任保険(免責金額・なし)		医療施設賠償責任保険(免責金額・なし)(※1)			無床	有床
	対人1事故につき	対人保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき		
H	100万円	300万円	1億円	2億円	1,000万円	6,890円	6,890円
I	100万円	300万円	1億円	20億円	1,000万円	7,420円	7,420円
J	5,000万円	1億5,000万円	1億円	2億円	1,000万円	44,080円	78,680円
K	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	61,870円	92,360円
L	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円	62,400円	92,890円
M	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	80,820円	117,630円
N	3億円	9億円	2億円	20億円	4,000万円	99,070円	142,180円

(※1) 医療施設賠償責任保険における人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次のとおりです。

被害者1名につき1,000万円・1回の不当行為につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額なし。

●日本医師会A①会員である個人立診療所開設者の方は、H・Iタイプのみにご加入いただけます。

【ご注意】

●病床数は許可病床数です(稼働病床数ではありません。)

●過去の事故歴や保険金請求等によって、上記保険料が割増となる場合があります。

●新規加入の場合は保険会社が別途ご用意する「ご質問書兼告知事項申告書」の提出が必要になる場合がございます。

●介護老人保健施設につきましては、医師賠償責任保険のみの加入となります。医療施設賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。支払限度額も上記と異なります。勤務医師包括担保特約、医療従事者包括賠償責任保険も付帯できません。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、施設の使用・所有・管理等に起因する賠償責任については、介護サービス事業者賠償責任保険にて補償されますので、お問い合わせください。

●上記の保険料は概算です。引受に関しては、過去の損害率とリスク管理状況を勘案して引受保険会社が個別に決定します。ご加入を希望される場合は別途お問い合わせください。

2. 勤務医師包括担保特約 (病院(診療所)賠償責任保険任意付帯オプション(医師特別約款))

この特約は鹿児島県医師会の病院(診療所)賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

【勤務医師包括担保特約の特長】

- 保険料団体割引20%を適用
- 無記名包括方式での引受
(ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。)
- 病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用可能

団体割引
20%適用

勤務医師包括担保特約の内容

保険金をお支払いする場合

勤務医師個人を被保険者とし、病院(診療所)賠償責任保険ご加入の医療施設の業務として日本国内で行った医療業務(往診等を含みます)に起因して発生した患者さんの身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

病院(診療所)賠償責任保険(P.2)の医師特別約款に準じます。

保険金をお支払いできない主な場合

病院(診療所)賠償責任保険(P.3)の医師特別約款に準じます。

支払限度額・年間参考保険料 (下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積書をご確認ください。)

年間参考保険料			KA	KB	KC
支払限度額(*1) (1事故/保険期間中、免責金額なし)			100万円/300万円	5,000万円/1.5億円	1億円/3億円
年間参考保険料	診療所 (1施設あたり保険料)	一般診療所	1,870円	19,190円	23,050円

(*1) 病院(診療所)賠償責任保険でご加入いただいたタイプの支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません。
(日本医師会A①会員である個人立診療所開設者でAまたはH・Iタイプにご加入の場合を除きます)。

【ご注意】

- 上記保険料は病院(診療所)賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3. 医療従事者包括賠償責任保険

(病院(診療所)賠償責任保険任意付帯オプション)

この保険は鹿児島県医師会の病院(診療所)賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

団体割引
20%適用

【医療従事者包括賠償責任保険の特長】

- 保険料団体割引20%を適用
- 無記名包括方式での引受
(ただし、名簿を備えることにより常に対象となる医療従事者の資格を把握できる状態にしておく必要がございます。)
- 病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用可能

医療従事者包括賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

病院(診療所)賠償責任保険ご加入の医療施設の仕事として日本国内で行った医療従事者としての業務(付随業務を含みます)に起因して発生した他人の身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 保険金の種類

病院(診療所)賠償責任保険(P2)の医師特別約款に準じます。

(2) 保険金のお支払い方法

P2①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。)

P2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 法令に定められた医療従事者の資格を有しない者が行った業務
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務
- 美容を唯一の目的とする業務
- 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害 等

被保険者について

この保険の被保険者は病院(診療所)賠償責任保険ご加入の医療施設開設者の使用人またはその他の業務の補助者である医療従事者です。(医師・歯科医師を除きます。)

以下に掲げる「医療従事者」の資格を有し、事故が発見された時に既に退職済みである者を含みます。

被保険者(補償を受けることができる方)となる医療従事者の範囲

看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士

支払限度額・年間参考保険料 (下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積書をご確認ください。)

年間参考保険料			A1	A2	A3
支払限度額※1(1事故/保険期間中)			100万円/300万円	5,000万円/1.5億円	1億円/3億円
年間参考保険料	診療所 (1施設あたり保険料)	一般診療所	1,070円	6,170円	7,260円

(※1)病院(診療所)賠償責任保険でご加入頂いたタイプの支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません。(日本医師会A①会員である個人立診療所開設者でAまたはH・Iタイプにご加入の場合を除きます)。上記保険料は病院(診療所)賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。

4. 産業医等活動保険

(病院(診療所)賠償責任保険任意付帯オプション(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款))

この保険は鹿児島県医師会の病院(診療所)賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

【産業医等活動保険の特長】

●現在の病院(診療所)賠償責任保険では補償されない産業医等の活動リスクを補償

産業医等の活動において、従来の病院(診療所)賠償責任保険では対象外となる医療業務以外の「対象となる活動」に記載の業務(産業医、健康管理医、学校医、嘱託医としての職務活動)に起因して発生した不測の事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

●病院(診療所)に勤務する医師個人を包括的に補償することが可能 (オプション:勤務医師包括担保特約)

本オプションを付帯することで、病院・診療所の開設者だけでなく、病院・診療所に勤務される勤務医師の方々も無記名で包括的に被保険者とすることができます。(ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。)

●団体契約のみの専用補償

病院・診療所のニーズにお応えして開発した団体向け専用補償です。

産業医等活動保険の内容

保険金をお支払いする場合

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。但し、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

(1) 保険金の種類

- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、予め保険会社の同意が必要になります。)
- ② 訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用(引受保険会社の書面による同意が必要となります。)
- ③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用及び予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用
- ④ 引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
- ⑤ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 医療行為、② 故意または重過失による履行不能または履行遅滞、③ 産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還 等

被保険者について

- 嘱託医業務特別約款(以下基本契約): 病院・診療所の開設者(ご加入者)
- 勤務医師包括担保特約条項(以下包括担保特約): 病院・診療所に勤務する産業医等の嘱託医個人

対象となる活動

法令によって定められた次の職務となります。●産業医 ●健康管理医 ●学校医 ●児童福祉法に定める保育所等の嘱託医

支払限度額・年間参考保険料(下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積書をご確認ください。)

支払限度額 (※1) (1請求/保険期間中)	加入者	加入パターン	年間保険料
1億円/3億円	診療所	基本契約	5,000円
		基本契約+包括担保特約(※2)	10,000円

(※1) 支払限度額は被保険者ごとに個別に適用されます。

(※2) 勤務医師包括担保特約は、基本契約に加入した場合にのみ加入できます。単独での加入はできませんので、ご注意ください。

5. 医師賠償責任保険＜100万円プラン＞

この保険のご加入対象者(被保険者:補償を受けられる方)は、鹿児島県医師会会員である個人です。

【医師賠償責任保険の特長】

- 保険料団体割引20%を適用
- 鹿児島県医師会医事紛争処理委員会が医事紛争解決をアドバイス
- 日医保険で自己負担となる100万円までの賠償金等の損害を補償

団体割引
20%適用

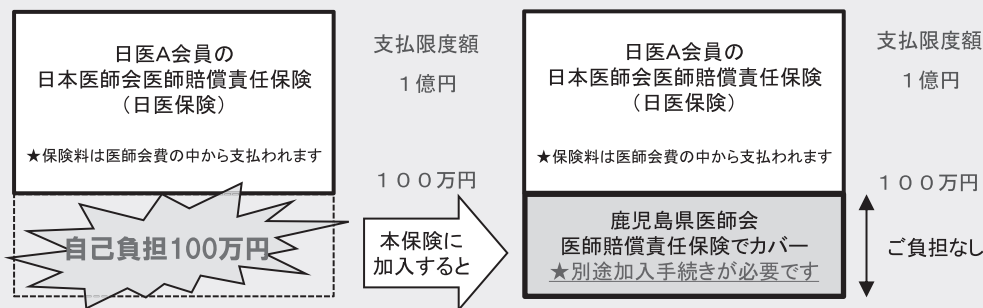
医師賠償責任保険＜100万円プラン＞の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内において、医師やその補助者である看護師等が医療業務の遂行により、患者の身体・生命に障害が発生したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を1事故について100万円を限度(日医保険での自己負担額(*1))に支払います(保険期間中の支払限度額は300万円となります)。なお、保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に発見された場合に限りです。

(※1)＜ご参考＞日本医師会医師賠償責任保険(日医保険)の仕組み

日医保険は、日医A会員(A①・A②)の方が自動的に加入されている保険であり、医療行為に伴いA会員個人が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害のうち、100万円を超える部分を補償します(1億円を限度。日医特約保険ご加入の場合は3億円限度)。一方、日医保険では100万円までの賠償金等の損害は補償の対象となっておりません。そこでこれらを補完するのが本保険です。



お支払いする保険金の種類・お支払い方法

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、入院費 等)
 - ②訴訟や調停、示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
 - ③他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使のために要した費用または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために必要または有益な費用
 - ④賠償責任がないと判明した場合において、事故発生時の応急手当等の緊急措置費用およびあらかじめ引受保険会社が同意した費用
 - ⑤引受保険会社の要求に伴う協力費用
- ※上記①は、支払限度額を限度にお支払いします。賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要となります。
※上記②～⑤は実額をお支払いします。ただし、②は損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。
※上記①②③については支出前に引受保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。

<刑事弁護士費用担保特約条項>

日本国内で行った医療業務に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、その刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害(保険期間中に事故が発見された場合で、発見の時から事件確定の時までに発生したもの)に対して、500万円(保険期間中)を限度に保険金をお支払いします。

※対象となる事故について被保険者が有罪となった場合は、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①名誉き損または秘密漏えい起因する賠償責任
- ②美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ③医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④所定の免許を持たない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます)が遂行した医療行為に起因する賠償責任
- ⑤医療施設(設備を含みます)、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶、航空機等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑥被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑦日本国外において行われた医療行為に起因する賠償責任 等

支払限度額・年間保険料

★下記保険料は団体割引20%を適用した金額です。

支払限度額		自己負担額 (免責金額)	年間保険料 (一時払)
対人1事故につき	対人保険期間中		
100万円	300万円	なし	4,010円

診療所総合補償制度

あらまし・重要事項説明書

- 病院（診療所）賠償責任保険
- 勤務医師包括担保特約
- 医療従事者包括賠償責任保険
- 産業医等活動保険

病院(診療所)賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医師賠償責任保険(医師特別約款)	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*1された場合に限りです。 *1 被保険者が患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) ③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 *1 医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 2.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体・生命の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・被保険者が業務を行う施設もしくは設備、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。))が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ・日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任 等
医師賠償責任保険(医師特別約款+刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用))	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した他人の身体・生命の障害(この特約条項において、以下「事故」といいます。))について、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし保険期間中に、事故が発見*1された場合に限り、発見の時から事件確定の時までに発生した業務上過失致死傷罪の疑いに関する費用に限りです。 *1 被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。))または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。))のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	1.この保険では、被保険者が負担する次の諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①弁護士費用 被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等 ②訴訟費用 刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます(ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。))。 2.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記1.の費用について、被保険者1名あたり、保険期間を通じて500万円を限度に保険金をお支払いします。	次の場合は保険金お支払いの対象となりません。 ・事件確定により被保険者が有罪となった場合 次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議 ・被保険者と同居する親族に生じた事故 ・被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故 ・美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故 ・所定の免許を有しない者(所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。))が遂行した医療行為に起因する事故 次の費用を支出したことによって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に関する弁護士費用 ・弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に関する弁護士費用 次の訴訟費用を支出したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ・被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた訴訟費用 ・被保険者の共犯人が、連帯して負担する訴訟費用 ・刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する訴訟費用 等

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）	<対人・対物事故> 次のいずれかの事由に起因して保険期間中に日本国内において発生した事故 *1（医療業務の遂行に起因する他人の対人事故を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①記名被保険者が所有、使用または管理する医療施設（設備を含みます。） ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果 ③記名被保険者が提供・販売し占有を離れている食品や商品等の財物（以下、「生産物」といいます。） <人格権侵害>*2 上記の①から③までのいずれかの事由に関して、日本国内で保険期間中に行われた不当行為（不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示）によって発生した人格権侵害（医療行為に起因する人格権侵害を除きます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。 *1 他人*3の身体・生命を害したこと（対人事故）および他人の財物を損壊したこと（対物事故）をいいます。 *2 他人*3の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 *3 被保険者相互間における他の被保険者は「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が、記名被保険者以外の被保険者に対して法律上の賠償責任を負担する場合は、その被保険者を「他人」とみなします。	1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。） ③損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 2.保険金のお支払方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 <対人事故・対物事故、人格権侵害共通> ・保険契約者または被保険者の故意*1 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任*1 ・次の賠償責任（昇降機に積載した他人の財物には適用しません。） ①記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ②記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（①に規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任 *1 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ・被保険者による医療業務の遂行に起因して、その医療行為の対象となる者が被った身体の障害 ・建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたははあられの浸入または吹込み ・医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 ①自動車、原動機付自転車または航空機 ②医療施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物 ・昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ・次の財物の損壊または使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。） ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。） 等 <人格権侵害> ・医療行為 ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為*1 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）*1 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動等 *1 適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

病院(診療所)賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする 保険金	保険金をお支 払いしない主な 場合
医師賠償責任保険 (医師特別約款) + 勤務医師包括担保特約 条項	加入依頼書等に記載の医療施設の業務として被保険者が日本国内において遂行する医療業務に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします*1。 保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見*2された場合に限りです。 *1 患者の身体・生命の障害が発見*2された時に、被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。 *2 対象施設の開設者が被保険者のいずれかが患者の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または対象施設の開設者が被保険者のいずれかに対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると認識した時または対象施設の開設者が被保険者のいずれかが認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	(「医師賠償責任保険(医師特別約款)」と同じ)	
医師賠償責任保険 (医師特別約款) + 刑事弁護士費用担保 特約条項 (医師特別約款用) + 勤務医師包括担保 特約条項	加入依頼書等に記載の医療施設の業務として被保険者が日本国内で行った医療業務の遂行に起因して発生した患者の身体・生命の障害について、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。*1 ただし保険期間中に、事故が発見*2された場合に限り、発見の時から事件確定の時までに発生した業務上過失致死傷罪の疑いに関する費用に限りです。 *1 患者の身体・生命の障害が発見*2された時に、被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。 *2 対象施設の開設者が被保険者のいずれかが事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)または対象施設の開設者が被保険者のいずれかに対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると認識した時または対象施設の開設者が被保険者のいずれかが認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってなされたものとします。	(医師賠償責任保険(医師特別約款) + 刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用)と同じ)	

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
医療従事者包括賠償責任保険(医療従事者包括特別約款)	加入依頼書等に記載の医療施設(以下、「対象施設」といいます。)の用法に伴う仕事として、被保険者が日本国内において遂行する医療従事者としての業務(付随業務を含みます。)に起因して発生した他人の身体・生命の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします*1。 保険金をお支払いするのは、他人の身体・生命の障害が保険期間中に発見*2された場合に限りです。 *1 他人の身体・生命の障害が発見*2された時に、被保険者が既に対象施設の開設者の使用人または業務の補助者でない場合を含みます。ただし、その被保険者が名簿に記載されている場合に限りです。 *2 対象施設の開設者が被保険者のいずれかが他人の身体・生命の障害を最初に認識した時(認識することができたと合理的に推定される場合を含みます。)、または、開設者が被保険者いずれかに対して他人の身体・生命の障害に起因する損害賠償請求が、開設者または被保険者のいずれかに対して最初になされた時のいずれか早い時点をもって発見されたものとみなします。	1. この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) ③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 *1 医療従事者としての業務の遂行に起因する他人の身体・生命の障害をいいます。 2. 保険金のお支払方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします(被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度額とします。)。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体・生命の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ・法令に定められた医療従事者資格を有しない者が行った業務 ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務 ・美容を唯一の目的とする業務 ・次に掲げるものの所有、使用または管理 ①自動車、原動機付自転車または航空機 ②昇降機 ③施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)(または動物 ④対象施設(業務の遂行のために直接使用する機械・器具を除きます。)) ・名誉き損または秘密漏えい ・被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟等

産業医等活動保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
産業医等活動保険（嘱託医業務特別約款）	被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。	1.この保険では、被保険者が負担する次の損害賠償金や諸費用に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用や訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。） ③損害防止軽減費用 事故*1が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故*1が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 *1 嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故をいいます。 2.保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします（支払限度額は被保険者1名ごとに適用されます。）。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ・保険契約者または被保険者の故意 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮 ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ・被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ・排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合（知っていたと合理的に推定される場合も含みます。）は、その事故 ・医療行為 ・自動車、原動機付自転車、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ・故意または重過失による履行不能または履行遅滞 ・産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還 ・嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後被保険者が行った行為 ・被保険者の支払不能または破産 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示 ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 ・被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任 ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます。）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（不作為を含みます。）に起因する賠償責任 ・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任 ・業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ・他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取または詐欺に起因する賠償責任 - 等

ご注意事項

◇ご加入の際のご注意

1. 告知義務: 加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 通知義務:

■病院(診療所)賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

■産業医等活動保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

3. 他の保険契約等がある場合: この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合(以下「他の保険契約等」といいます)は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

<補償の重複についての注意点>

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する職員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については上記補償の対象となります。

5. 取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

6. 本契約は公益社団法人鹿児島県医師会を契約者とし、公益社団法人鹿児島県医師会会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利は公益社団法人鹿児島県医師会が有します。

7. 本契約の保険期間は2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時です。(中途加入の補償開始日は異なります。)

8. このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、勤務医師包括担保特約、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険の概要をご紹介します。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてございます保険約款および付帯される特約条項によりますが、ご不明の点がございましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

9. 加入者証: 加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、団体窓口もしくは取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いします。

10. 重大事由による解除について: 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

◇もしも事故が起きたときは

■病院(診療所)賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社に連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

■産業医等活動保険の場合

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社に連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)(について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。

◇示談交渉サービスはございません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

医療通訳サービス(無料)のご案内

電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が、診察室における外国人患者との会話やインフォームドコンセント、受付・会計等の会話を通訳します。普段お使いの電話機を利用し、スピーカーフォンまたは受話器の受け渡しでご利用いただけます。また、スマートフォンやタブレットからも、インターネット回線を通じてご利用が可能です。

対応言語	17言語
対応時間	8:30~24:00 (365日)
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	保険期間を通じて20コールまで

●英語 ●中国語 ●韓国語 ●ベトナム語 ●タイ語 ●スペイン語
●ポルトガル語 ●ロシア語 ●フランス語 ●ヒンディー語 ●モンゴル語
●インドネシア語 ●ネパール語 ●ペルシア語 ●ミャンマー語 ●タガログ語
●広東語

録音データを最大3年間保管します。

(※)本サービスは、引受保険会社がメディフォン株式会社を通じてご提供いたします。本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

(※)本サービスのご利用に際しては、提携会社(メディフォン株式会社)が運営するホームページにアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、アカウント登録を行う必要があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

中途加入について

本契約は保険契約期間が2026年2月1日午後4時から2027年2月1日午後4時までの1年間の契約となります。保険期間の途中で加入いただくことも可能です。中途加入される場合の補償期間、締切日は下表のとおりとなります。

	ご加入申し込みの締切	補償期間の始期	満期日
中途加入	各月20日 (20日が土・日・祝日の場合は前営業日)	申込締切日の 翌月1日	2027年2月1日 午後4時

保険料のお支払いについて

■**口座振替**の場合は、現在のご契約と同じ払込み方法(一時払・分割払)にて、ご指定いただいている口座からお引き去りをいたします。

■**振込**の場合は、一時払保険料を下記口座までお振込みください。

【振込先口座】

保険料振込先：鹿児島県医師信用組合 本店 (普)0319640

口座名義人：鹿児島県医師協同組合 理事長 牧角 寛郎(マキシミ カンロウ)

【取扱代理店】鹿児島県医師協同組合

(住所) 〒890-0053 鹿児島市中央町8-1

(TEL) 099-254-8126

(FAX) 099-257-1816 <受付時間> 平日 午前9時～午後6時

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 鹿児島支店 営業課

(住所) 〒892-8567 鹿児島市加治屋町12-5

(TEL) 099-225-6251

(FAX) 099-225-6396 <受付時間> 平日 午前9時～午後5時

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

